

大阪市浪速区社会福祉協議会  
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業仕様書

1 業務名

大阪市浪速区社会福祉協議会寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

- ・大阪市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金
- ・大阪市浪速区社会福祉協議会寝具洗濯乾燥消毒サービス事業助成金による事業

2 契約履行期間及び回数

令和元年9月3日（火）から令和元年10月18日（金）までの1回実施

（名簿の引き渡しから実施報告提出・請求書発行までの期間）

布団の回収・洗濯・返却期間は、9月23日（祝・月）～10月6日（日）

3 実施報告・精算期日

令和元年10月18日（金）

4 業務対象地域の範囲

大阪市浪速区内全域

5 業務内容

大阪市浪速区社会福祉協議会寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を受託する業者（「以下「乙」という。）は、事業を委託する社会福祉法人大阪市浪速区社会福祉協議会（「以下「甲」という。）が指定した利用者に対し、寝具（掛布団、敷布団、毛布）の丸洗い乾燥サービスを行う。具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) 受注
- (2) 調整
- (3) 洗濯・乾燥
- (4) 回収・納品・寝具のレンタル（申込者のみ）
- (5) 利用者負担金の徴収
- (6) 報告・請求
- (7) 情報管理

6 具体的業務内容

(1) 受注

甲から「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業対象者一覧」を乙あて送付することにより、受注を行う。

(2) 調整

受注を受けた乙は、寝具の回収・納品日時等の調整を行い、利用者ならびに利用申し込みの仲介をした介護保険事業所等へ日時を郵送にて乙が通知する。また、乙は回収・納品日時等の日程表を甲に報告する。

（通知にかかる郵送代は、1対象者につき1郵送分82円を限度に甲が負担する）

また、甲または乙が利用者等との調整により、日時の変更がある場合には、遅延なく乙が対処すること。

(3) 洗濯・乾燥消毒

- ・寝具の洗濯品目については、掛布団、敷布団、毛布の3種類とする。  
実施方法は、丸洗いのみとし、寝具を工場に持ち帰り洗濯を行う。洗濯を行う間、替えの寝具がなく希望する者にはレンタル（有料）を行う。
- ・なお、代替寝具の利用希望には、レンタルにかかる費用は対象者の負担となる旨を説明すること。

(4) 回収・納品

- ・乙は、利用者の自宅に訪問し、寝具の回収及び納品を行う。
- ・回収時には、シーツ・布団カバー等の包布は取り外して回収を行う。  
回収時に寝具の状態を確認し、**亀裂破損、通常の洗濯範囲において落としきれない汚れがある場合は、その旨を預かり書に記載及び説明**をおこなうこと。
- ・納品時には、個々にビニールに袋詰し納品する。
- ・寝具の回収から納品の期間は1週間程度とする。
- ・納品については、原則として回収を行った翌週の同曜日、同時間とする。  
(但し、利用者の状況に応じて日程調整の配慮をすること。)
- ・利用者の状況に応じて納品場所の配慮をし、ベッドメイキング等の利用者の利便に配慮すること。また、納品にあたっては、受領書を作成し、署名又は捺印を求めること。

(5) 利用者の自己負担金の徴収

利用者の自己負担金については、布団(掛・敷)各1000円・毛布400円を、**布団返却時に乙が徴収し、乙が領収書を発行**すること。

また徴収した自己負担金については、甲の指示に従い処理をおこなうこと。

(6) 報告・請求

乙は、事業実施終了後13日以内に、寝具受領書・領収書(写)と「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実績報告書」を甲に提出すること。

甲で履行確認が終了次第、乙に連絡するので、速やかに甲に請求書を提出すること。

(7) 情報管理

本業務については、個人情報を取り扱うため、利用者の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、乙の従業者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・本業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・本業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・本業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・必要に応じて、甲の職員による立入り検査を受けること。

6 再洗濯

納品の段階において汚れが落ちていないものについては、再度洗濯を行うものとする。

なお、その場合の費用は乙の負担とする。通常の洗濯範囲において落としきれない汚れが残った場合は、利用者にもその旨を説明し、了承を得ること。

## 7 紛失、破損、苦情

洗濯取扱いによる紛失は実費弁償とする。なお、乙の責により破損のあった洗濯物について、利用者から修繕の申し出があったものについては、乙が修繕し費用を負担するものとする。また、修繕が不可能な場合は実費弁償とする。また、乙の責でない旨を主張する場合の証明は、乙の負担において行うこととする。

納品状況に対する、利用者からの苦情等については、乙は誠意をもって対応すること。

## 8 備品・機材等

事業実施に必要な備品・機材等にかかる費用は、すべて乙の負担とする。

## 9 洗濯予定数

洗濯・乾燥（丸洗い）

(1) 布団類（掛布団、敷布団）・・・200枚

(2) 毛布・・・・・・・・・・・・・・・・100枚

ただし、数量は予定数であり、甲の都合（申し込み数等）により増減することがある。

## 10 特記事項

- (1) 本事業は、大阪市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金及び浪速区社会福祉協議会寝具洗濯乾燥消毒サービス事業助成金により実施する事業であり、乙は甲の求めにより、2つの事業がわかる書類を作成すること。
- (2) 本業務の受託者については、「大阪市入札参加資格登録業者」に限る。
- (3) 仕様書「9 洗濯予定数」をもとに単価及び総額を算出のうえ応札すること。
- (4) 寝具等のレンタル料金については、掛布団、敷布団、毛布とも各1枚250円（税込）以内とする。
- (5) 受託者は、本業務にかかる処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本事業の執行については、関係法令及び区社協各種規程等を遵守し適切に行うこと。
- (7) 大阪市暴力団排除措置要綱を遵守すること。
- (8) その他、この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

## 11 担当

社会福祉法人 大阪市浪速区社会福祉協議会（地域福祉推進部門：三木）

〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-8-8

電話（06）6636-6027

FAX（06）6636-6028

## 特記仕様書

### 1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。  
契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る大阪市浪速区社会福祉協議会担当者（以下担当者）に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに担当者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、大阪市浪速区社会福祉協議会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。